

議案第62号	三田市民福祉金条例の一部を改正する条例の制定について
こども課	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当法が一部改正され、当該手当が父子家庭の父も支給対象となったことにより、父子・遺児家庭に支給している市民福祉金を廃止するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣旨】 ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当が父子家庭の父も支給対象となった。この児童扶養手当法の一部改正に伴い、現在、父子・遺児家庭に支給している市民福祉金を廃止する。 母子家庭に対する市民福祉金は、都市経営システム推進の観点に立ち、すでに平成19年度に廃止され、給付支援事業から自立支援事業への転換を図っている。</p> <p>【関係法令】 児童扶養手当法 母子及び寡婦福祉法 住民基本台帳法</p> <p>【内容】 父子及び遺児福祉金の廃止に伴う条文の整備</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <p>三田市民福祉金の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉金 ・ 父子福祉金 ・ 遺児福祉金 </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px 10px; margin-right: 20px;">今回廃止！</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 20px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <p>市民福祉金の種類が障害者福祉金のみとなるため、条例の名称を「三田市障害者福祉金条例」に変更し、条文についても父子・遺児福祉金に関する規定を削除する。</p> </div> </div> <p>【施行期日】 平成22年11月1日から施行する。</p> <p>【経過措置】 この条例による改正後の三田市障害者福祉金条例は、この条例の施行の日以降の申請に係る福祉金から適用し、同日前の申請に係る福祉金については、なお従前の例による。</p> <p>【その他】 当該条例の改正に伴い、同条例施行規則についても所要の改正措置を講じる予定。</p>	